

北海道文教大学同窓会 つるの会 研究助成金交付要綱の取扱いについて

北海道文教大学同窓会つるの会が助成する研究助成金（以下「助成金」という。）の経費に係る取扱いについては次のとおりとする。

1 使用を認める経費費目

- (1) 人件費
- (2) 旅費（国内旅費及び外国旅費）
- (3) 調査研究費（需用費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費）

2 経費使用に係る留意点

- (1) 人件費及び旅費に係る経費
 - ア 人件費（研究協力者に係る謝金、報酬、賃金）や、旅費については、その総経費が助成金交付額の30%を上限に助成を認めることとする。
 - イ 国内、国際学会等において当該研究の研究成果の発表を行う際の旅費については、発表を行う者に限り、必要最低限の費用を助成対象として認めることとする。
- (2) 調査研究費に係る経費
 - ア 机、いす、複写機、情報処理に係る機器やプログラムソフト等研究機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費は助成の対象外とする。
 - イ 価格が10万円以上の機械器具等にあつては、原則的にリース等の賃借によること。

3 助成金の収支管理

交付を受けた助成金の収支管理は収支簿を作成し、上記1の費目ごとに行うこと。

4 学会発表に係る経費

- ア 1研究につき1発表分のみ認める。ただし、前年交付の研究に限る。
- イ 年度をまたがり行われる学会発表経費のうち、交付年度内未使用分は実績報告書と併せて返還すること。ただし、発表が確実になった場合再交付するので、終了後速やかに追加清算報告をすること。

附則 この交付要綱取扱いは平成24年4月1日より施行する。

この交付要綱取扱いは平成26年4月1日より施行する。

この交付要綱取扱いは平成29年3月1日より施行する。